

令和 2年 6月 19日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等  
に関する基本方針

【滝上町: 6月 19日改正】

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 町主催の行事・会議等の開催について（※継続）

- (1) 6月1日以降の、町が主催する屋内外の行事・会議等は、別紙「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針」のⅡ－1（3つの「密」の防止を徹底的に避けるための取組）、Ⅱ－2（飛沫感染、接触感染の防止）、Ⅱ－4（施設利用者への協力依頼の徹底を図る）、Ⅲ（施設利用者へお願いする事項）を参照とした感染防止対策を講じたうえで開催可能とする。
- (2) 行事・会議等を開催する所管課においては、開催計画を起案する際に、感染防止対策を記述して共有を図ること。
- (3) 感染防止対策を講じることが困難な状況にある場合は、中止・延期とする。
- (4) 行事、会議を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付すること。
  - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
  - ② 症状がない方について、マスク着用を求める内容。
  - ③ 必要に応じて、施設内（室）の利用人数制限を設ける可能性がある内容

2. 公共施設の開館について（※継続）

- (1) 6月1日以降、全ての町公共施設を再開する。
- (2) 再開にあたり、施設管理者及び施設利用者は、別紙「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針」の取組を徹底すること。

3. 札幌市や道外への外出について（※変更）

6月19日以降、札幌市や道外への外出自粛依頼を取り消す。ただし、外出する際の感染防止対策の徹底について、引き続き町民各位へ依頼する。

4. その他（※継続）

今後も国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において基本方針を適宜改正する。

## 滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針

2020. 5. 26 滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

### I 趣 旨

本指針は、町公共施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。

町公共施設については、徹底した感染防止対策を講じたうえで再開することとし、今後、以下の対策を講ずるものとする。

### II 施設管理者が実施する事項

#### 1. 3つの「密」を徹底的に避けるための取組

- ① 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示する。
- ② 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面しないよう利用させる。
- ③ 座席等を使用させないところに「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。
- ④ 公園等の場合は、十分な間隔を取るための工夫をする。
- ⑤ 施設内（室）において、約2m以上（最低でも1m以上）の間隔を取れる最大入場人数を把握（1人当たり4㎡）し、この人数を超える場合は、入場制限を実施する。（入場制限の可能性のあることを、事前にホームページや掲示により周知する。）  
なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努めるなどの対応を行う。
- ⑥ 外気を取り入れるため、常時の換気又は最低でも1時間に2回の換気を実施する。（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
- ⑦ 利用者があつまりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役スタッフの配置や椅子、机を集中して設置しないなど）を行う。

#### 2. 飛沫感染、接触感染の防止

- ① 施設職員の健康管理を徹底する。（毎日の検温等の体調確認）
- ② 施設職員に関しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- ③ 施設内の座席、器具など共有物は、定期的に消毒を実施する。
- ④ 手洗い場に石けん、ペーパータオル、ゴミ箱を設置する。

#### 3. 業種別のガイドライン等の取組

- ① 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、必要な感染防止対策を徹底する。
- ② 感染防止対策の取組を可視化するため、「『新北海道スタイル』安心宣言」を掲示する。

#### 4. 施設利用者への協力依頼の徹底を図る

- ① 入口に感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）を掲示する。
- ② マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意して着用を要請する。
- ③ 入口に消毒液を設置し、利用者に手指消毒を要請する。
- ④ 体調を確認し、必要に応じて検温・体調管理を行う。
- ⑤ 大声での会話を行わないよう呼びかけを行う。（声援などは控える）
- ⑥ 利用者名簿（市町村名、氏名、電話番号）を作成し、利用者へ記入を要請する。

### Ⅲ 施設利用者へお願いする事項

- ① 発熱又は風邪症状のある者や、体調不良の利用者の入場を制限する。
- ② 症状がなくてもマスクを着用して利用する。
- ③ 入場時に手指を消毒する。
- ④ 咳エチケットや手洗いを徹底する。
- ⑤ ソーシャルディスタンスを徹底する。
- ⑥ 利用する部屋の換気を常時又は最低でも1時間に2回行う。

### Ⅳ 公共施設における感染防止計画書について

- ① 公共施設の所管課長は「Ⅱ」における対応を参考にしながら、公共施設における感染防止計画書（※別添）を作成し、対策本部事務局へ提出する。
- ② 対策本部事務局は、提出を受けた感染防止計画書を本部長に確認後、公共施設の所管課長に返却する。
- ③ 公共施設の所管課長は、感染防止計画書を施設職員へ周知し、計画遵守のうえ施設運営を進める。